

○ 総務省令第百五号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、小売物価統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月二十八日

小売物価統計調査規則の一部を改正する省令

小売物価統計調査規則（昭和五十七年總理府令第六号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

総務大臣 林 芳正

第一表

改正後

別表(第四条、第五条、第六条、第十条、第十二条関係)

品目		調査日	調査担当者
一	二		
「略」 コーヒー飲料(セルフ式を除く。) 「略」 ミネラルウォーター(配達を除く。) 「略」 大人用運動靴 「略」 大人用サンダル 「略」 自動車整備費 「略」 講習料(英会話) 「略」 講習料(書道) 「略」 講習料(音楽) 「略」 講習料(ダンス) 「略」 講習料(水泳) 「略」 講習料(体育) 「略」	「略」	「略」	「略」
「略」	「略」	「略」	「略」
「略」	「略」	「略」	「略」
「略」	「略」	「略」	「略」

改正前

別表(第四条、第五条、第六条、第十条、第十二条関係)

品目		調査日	調査担当者
一	二		
「同上」 コーヒー飲料 「同上」 運動靴 「同上」 サンダル 「同上」 自動車整備費 「同上」 自動車オイル交換料 「同上」 講習料 「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」

備考  
表中の「」の記載は注記である。

第一表

## 附 則

この省令は、令和八年一月一日から施行する。ただし、第二表の規定は、令和九年一月一日から施行する。